

確認してみてください！

●住民税が課税される年金収入額

※年金収入が158万円以下の方は原則確定申告が必要です

条 件	年金収入	住民税	所得税	扶 養
65歳以上 (扶養なし)	155万円を超える	かかる	かからない	扶養に入れる
	158万円を超える	かかる	かかる	
65歳以上 (扶養あり)	196万円を超える	かからない	かかる	158万円を超える方は扶養には入れません
	212万円を超える	かかる	かかる	
65歳以上 (70歳以上の扶養あり)	206万円を超える	かからない	かかる	
	212万円を超える	かかる	かかる	

●住民税額の前年比較（目安）

条件	年金収入	平成17年 住民税額	平成18年 住民税額	平成18年度保険料額 (固定資産税0円の場合)
65歳以上 (昭和15年1月2日以前生まれ) (扶養なし)	0～155万円の場合	0円	0円	9,000～10,000円
	160万円の場合	0円	2,300円	12,500円
	260万円の場合	0円	53,400円	76,100円
	270万円の場合	23,700円	58,100円	81,100円
300万円の場合	33,300円	71,900円	96,100円	
	350万円の場合	49,200円	92,800円	118,600円
	65歳以上 (昭和15年1月2日以前生まれ) (扶養あり、 所得0円)	0～212万円の場合	0円	0円
220万円の場合		0円	1,300円	71,700円
260万円の場合		0円	38,200円	91,700円
270万円の場合		9,600円	42,800円	96,700円
300万円の場合	19,300円	56,700円	111,700円	
350万円の場合	35,100円	77,500円	134,200円	

※実際の税額は年金額や控除額によって変わります。社会保険料控除や生命保険料控除等を申告することで税額は下がります。ただし、保険料額は変わりません

●住民税申告先チェックシート

税務署で確定申告が必要か、市役所で市・都民税（住民税）の申告が必要かチェックしてください。

スタート

公的年金等から所得税を源泉徴収（天引き）されている

はい

いいえ

収入は公的年金等のみである

いいえ

いいえ

①他の収入について、所得税の源泉徴収をされている
②計算した結果、所得税の納税が発生する

いいえ

いいえ

計算した結果、所得税の納税が発生する

いいえ

いいえ

税務署での確定申告は必要ありません。
市役所で市・都民税（住民税）の申告をしてください

※市・都民税（住民税）の課税（納税額あり）が発生しなくても、「国民健康保険」に加入している方、また、「非課税証明書」が必要な方は、市・都民税（住民税）の申告が必要になります

「主に高齢の方に関する改正点」で、17年度と比較したモデルケース

モデルケース 1

Q 私（昭和15年1月1日生まれ 扶養なし）は公的年金収入260万円のみで、17年度非課税でしたが18年度は課税になりますか？

A 18年度は課税になります。



平成17年度 (固定資産税 0円の場合)			
収入金額	2,600,000円	国保税(平成17年度)	66,100円
所得金額	1,200,000円		
所得が125万円以下なので、非課税措置により課税はありません			
平成18年度			
収入金額	2,600,000円	国保税(平成18年度)	76,100円
所得金額	1,400,000円	(公的年金控除の改正により所得金額の変更→改正点5参照)	
基礎控除合計	330,000円		
課税所得金額	a 1,070,000円		
所得割額	b 53,500円	(都民税a×2%+市民税a×3%)	
定率減税	c 4,100円	(所得割額bの7.5% ただし2万円を限度とする→改正点1参照)	
均等割額	d 4,000円	(都民税均等割1,000円 市民税均等割3,000円)	
税額(b-c)+d	53,400円		

モデルケース 2

Q 私（昭和14年1月1日生まれ 扶養なし）は公的年金収入160万円のみで、17年度非課税でしたが18年度課税になりますか？

A 18年度は課税になります。ただし、高齢者非課税措置廃止に係る特例により3分の2の控除があります。



平成17年度 (固定資産税 0円の場合)			
収入金額	1,600,000円	国保税(平成17年度)	9,000円
所得金額	200,000円		
所得が125万円以下なので、非課税措置により課税はありません			
平成18年度			
収入金額	1,600,000円	国保税(平成18年度)	12,500円
所得金額	400,000円	(公的年金控除の改正により所得金額の変更→改正点5参照)	
基礎控除合計	330,000円		
課税所得金額	a 70,000円		
所得割額	b 3,500円	(都民税a×2%+市民税a×3%)	
定率減税	c 300円	(所得割額bの7.5% ただし2万円を限度とする→改正点1参照)	
高齢者非課税廃止特例控除	d 2,134円	(所得割額b-定率減税c×2/3→改正点6参照)	
均等割額	e 1,300円	(都民税均等割300円 市民税均等割1,000円→改正点6参照)	
税額(b-c-d)+e	2,300円	(100円未満の端数は切捨て)	

モデルケース 3

Q 私（昭和13年1月1日生まれ）は公的年金収入が300万円、17年度は配偶者控除を取ることができましたが18年度の課税はどうなりますか？なお妻（昭和14年1月1日生まれ）は年金収入が160万円あります。

A 18年度の税額は扶養にとれなくなるため増えます。配偶者も課税になり、税額はモデルケース2と同じです。



平成17年度 (固定資産税 0円の場合)			
収入金額	3,000,000円	国保税(平成17年度)	96,700円
所得金額	1,500,000円		
配偶者控除	330,000円		
基礎控除	330,000円		
基礎控除合計	1,140,000円		
課税所得金額	a 360,000円		
所得割額	b 18,000円	(都民税a×2%+市民税a×3%)	
定率減税	c 2,700円	(所得割額bの15% ただし4万円を限度とする)	
均等割額	d 4,000円	(都民税均等割1,000円 市民税均等割3,000円)	
税額(b-c)+d	19,300円		
平成18年度			
収入金額	3,000,000円	国保税(平成18年度)	115,200円
所得金額	1,800,000円	(公的年金控除の改正により所得金額の変更→改正点5参照)	
基礎控除	330,000円		
基礎控除合計	330,000円		
課税所得金額	a 1,470,000円		
所得割額	b 73,500円	(都民税a×2%+市民税a×3%)	
定率減税	c 5,600円	(所得割額bの7.5% ただし2万円を限度とする→改正点1参照)	
均等割額	d 4,000円	(都民税均等割1,000円 市民税均等割3,000円)	
税額(b-c)+d	71,900円		

18年度から市・都民税(住民税)が変わります

課税される方全般に 関する改正点

改正点1
定率減税の縮小

個人住民税

税と所得税に係る定率減税の額が、これまでの2分の1に縮小されます。

定率控除前の住民税額(所得割分)	平成17年度		平成18年度	
	定率減税額	定率減税後の税額(所得割分)	定率減税額	定率減税後の税額(所得割分)
50,000円	7,500円	42,500円	3,750円	46,250円
100,000円	15,000円	85,000円	7,500円	92,500円
150,000円	22,500円	127,500円	11,250円	138,750円
200,000円	30,000円	170,000円	15,000円	185,000円
250,000円	37,500円	212,500円	18,750円	231,250円
260,000円	39,000円	221,000円	19,500円	240,500円
270,000円		230,000円		250,000円
280,000円		240,000円		260,000円
290,000円		250,000円		270,000円
300,000円		260,000円		280,000円

※17年度までは定率減税の上限は4万円、18年度は上限2万円です

改正点2 均等割の生計同一の妻に対する軽減措置の廃止

平成18年度からは、夫に均等割が課税されているかどうかにかかわらず、妻に一定以上の所得があれば妻に均等割4千円が課税されます。

改正点3 国民年金の保険料等に係る社会保険料控除の書類の添付義務の廃止

国民年金保険料等(国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金)に係る社会保険料控除の適用を受けるには、その支払いをした旨を証する書類を確定申告書(または市民税・都民税申告書)に添付 または年末調整の際に提出しなければならない

(表2) 年金収入額 ※公的年金収入のみの方に限る

控除対象配偶者など扶養者	住民税が課税される年金収入額		所得税が課税される年金収入額
	均等割 平成18年度 (平成17年度まで)	所得割 平成18年度 (平成17年度まで)	平成18年度 (平成17年度まで)
無	105万円を超える場合 (上と同じ)	105万円を超える場合 (上と同じ)	108万円を超える場合 (上と同じ)
有 (一般扶養親族でも可)	1,726,667円を超える場合 (上と同じ)	190万円を超える場合 (上と同じ)	151万4千円を超える場合 (上と同じ)
65歳未満	無	155万円を超える場合 (2,666,667円を超える場合)	158万円を超える場合 (228万円を超える場合)
有	212万円を超える場合 (2,666,667円を超える場合)	225万円を超える場合 (2,666,667円を超える場合)	196万円を超える場合 (268万円を超える場合)
有 (一般扶養親族でも可)	212万円を超える場合 (2,666,667円を超える場合)	225万円を超える場合 (2,666,667円を超える場合)	206万円を超える場合 (2,813,334円を超える場合)
有 (70歳以上の配偶者)			

(表4) 寡婦(夫) 控除の適用

	要 件	住民税 控除額	所得税 控除額
一般の寡婦	夫と死別または離別で、誰かを扶養にとっている	26万円	27万円
	夫と死別で、合計所得500万円以下、扶養なし	26万円	27万円
特別の寡婦	夫と死別または離別で、合計所得500万円以下、子を扶養にとっている	30万円	35万円
寡夫	妻と死別または離別で、合計所得500万円以下、子を扶養にとっている	26万円	27万円

寡婦(夫) 控除の適用

高齢者控除の廃止により、65歳以上の方でも、夫と死別した後婚姻をしていない方で合計所得金額が500万円以下の場合には、寡婦控除を受けることができます。寡婦控除を受ける場合には申告が必要となります。また、他にも適用要件がありますのでご確認ください。(表4参照)

主に高齢の方に関する改正点

改正点4
老
年
者
控
除
の
廃
止

従来 65歳以上と認められていた高齢者控除が廃止されます。

改正点5
公
的
年
金
等
控
除
の
改
正

65歳以上の公的年金等収入金額を雑所得に直す計算式が、1のようになり、18年度は65歳未満の方については変更ありません。

このことにより、今まで「非課税」だった方も、収入金額によっては「課税」されます。また、65歳以上の公的年金等の収入金額が158万円(17年度までは178万円)を超える場合は、税法上他の

改正点6
65歳以上の方に適用される非課税措置の廃止

65歳以上で合計所得金額が125万円以下の方に對する非課税措置が、平成18年度から廃止されます。

ただし、昭和15年1月2日以前に生まれた方で、合計所得が125万円以下の方に對する、平成18年度は税額を3分の1、平成19年度は3分の2とする経過措置が設けられています。(表3参照)

(表3) 昭和15年1月2日以前生まれで合計所得が125万円以下の方の経過措置

	平成17年度まで	平成18年度	平成19年度	平成20年度
所得割	非課税	3分の1の税額が課税	3分の2の税額が課税	全額が課税
均等割	非課税	1,300円	2,600円	4,000円

改正点7
国民健康保険税への影響

今回の税制改正を受け、平成18年度の国民健康保険税の算出をします。前年の年金収入が13万円を超える方は、平成18年度

の親族の控除対象配偶者または扶養親族になれませんのでご注意ください。また、表2のように、住民税と所得税の課税される年金収入額は異なりますのでご注意ください。

表2は、公的年金収入のみの方で所得控除が基礎控除・配偶者控除のみの試算です。それ以外の所得控除(社会保険料控除・生命保険料控除等)を申告することで、住民税所得割額や所得税の税額は下がります(住民税の均等割額を除く)。

※所得税が課税される年収金額を超える場合は、原則確定申告が必要ですが、また、年収金額以下の場合でも源泉所得税がある場合には、確定申告(還付申告)ができます。

市・都民税の申告について よく問われる3つの質問

Q 私は専業主婦で、市外に単身赴任している夫の扶養になつています。申告する必要はないと思うのですが。

A どのようなに扶養されていても、平成18年1月1日現在その扶養者と同居していない方は、市では扶養関係の確認ができなため、収入が無くても申告が必要ですが、申告がないと非課税証明書は発行できません。

※単身赴任している方などで、日野市内に家屋敷を有する方は、均等割が課税されますので、申告が必要です。

Q 私はサラリーマンですが、昨年の講演をした際に、若干の謝礼を受け取っています。所得税については、申告を要しないことですが、市・都民税の申告は必要ですか。

A 所得税においては、給与所得以外の所得が20万円以下の給与所得者については、確定申告をする必要はありませんが、市・都民税においては、源泉徴収制度が採られていないことから、その給与所得以外の所得金額がわずかであっても、給与所得と合わせて申告する必要があります。

た、他にも適用要件がありますのでご確認ください。(表4参照)

※寡婦(夫) 控除に該当する方、障害者の方で所得125万円以下の場合には、今までも非課税です。

これらの変更により、65歳以上の方は、今まで市役所に個人住民税の申告書を提出していた方でも、平成17年分より税務署へ確定申告が必要となる場合がありますのでご注意ください。

詳しくは日野税務署個人課税第1部門(☎35・5661)、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)または市民税課へお問い合わせください。

なお、還付申告をされる方は、確定申告時(2月16日 前でも日野税務署で申告受付をされています。

Q 私は昨年10月に退職し、現在無職です。申告する必要がありますか。

A 市・都民税は、前年の収入に對して翌年に課税されますので、現在無職でも、昨年収入があった場合には申告する必要があります。特に、年の途中

Q 私は確定申告をする予定で、確定申告をした方は、同時に市・都民税の申告をしたことになり、市・都民税の申告をする必要はありません。

※市・都民税の生命保険料控除・損害保険料控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・寄附金控除・基礎控除等の金額は、所得税の控除金額とは異なります。

確定申告書Aの第二表 ○住民税に関する事項

給与と所得以外の住民税の徴収方法の選択	□給与からの差し引き(特別徴収)	□自分で納付(普通徴収)	配当に関する住民税の特例	円
			非居住者の特例	
			配当割額控除額	

確定申告書Bの第二表

給与と所得以外の住民税徴収方法の選択	□給与から差し引き(特別徴収)	□自分で納付(普通徴収)

※「給与から差し引き(特別徴収)」の□欄に「✓」をした場合…給与と所得以外の所得に対する市・都民税を、給与と所得に対する市・都民税と合算して給与から差し引きます

※「自分で納付(普通徴収)」の□欄に「✓」をした場合…給与と所得以外の所得に対する市・都民税を給与から差し引かないで自分で納付することになります